

# 經濟論叢

第九十九卷 第一號

## 堀江保藏教授記念號

---

献 辞	大橋隆憲	
経営の理論と歴史	山本安次郎	1
ゼネラル・モーターズ社における 経営組織と経営管理の展開	田杉競	24
イギリス紡績業における 機械体系の確立過程	堀江英一	42
産業革命期南ウェールズ 鉄工業における企業者活動	角山榮	66
日本近代技術史の一研究	井上洋一郎	82
地租改正における地価算定法の形成過程	関順也	99
長浜縮緬機業の専売機構の変質	三島康雄	118
プーリンとルカーチ	平井俊彦	138

堀江保藏 教授 略歴・著作目録

---

昭和四十二年一月

京都大學經濟學會

## 長浜縮緬機業の専売機構の変質

三 島 康 雄

### I は し が き

本稿は、先に明和—安永期を分析した拙稿「長浜縮緬機業の専売と株仲間」（『経済論叢』第87巻第3号所収）に続いて、文化期の長浜縮緬機業が農村工業として発展してゆく過程を、国産方役所—織元を中心とした専売体系の弛緩を中心に考察しようとするものである。

最近の農村工業史の研究動向は、封建制解体や資本の形成という視角のもとに、村落構造や農民闘争、農民分解や寄生地主制との関連が重視され、立体的な研究方法が必要視されている。本稿でもそのような視点を取入れようと努力したが、とくに農民層分解や地主制との関連を示すような資料はほとんどなく、この点は将来の研究によって補強したい。

なお引用した文書は特にことわらない限り、すべて滋賀県東浅井郡難波村の中村家文書である。

### II 新技術と在郷商人の登場

宝暦期（1750年代）の長浜縮緬の創設期から享和にいたる第1期とは異なり、生産力の発展にもとづく新技術と、織元—国産方役所を通ずる専売方式とは別の、在郷商人による販売経路の開始により、文化時代になると、株仲間の内部規制の弛緩と、専売の統制力の変質が目立つようになった。これを示すのが文化7年（1808）に始まる藤兵衛事件である。

藤兵衛は松平伊豆守の領地の浅井郡落合村の農民であって、昔から「難波村織元讒機にて御年貢縮緬機職相願、懸ヶ機他領一統毎に被仰出、并御定決示方御請印杯仕、渡世仕来り候」（文化9年8月、『乍恐内々口上書』）であって、御他領

株仲間の中の北組に属していた。

この時期の京都市場は、すでに丹後・岐阜をはじめ多くの新興農村機業の生産物が流れこんで過当競争の状態であり、彦根藩領、他領、長浜町の三ヶ所の株仲間は相談の上で、正月20日まで「機休登之留め」、すなわち生産制限と京都市場への出荷停止を行った。しかし藤兵衛はこの申合せを無視して、滞り糸・捌き糸により縮緬を織り、三ヶ所行司が相談して苦情をいうと、縮緬機職を止める旨宣言し、文化8年の年始の会合の節に株仲間御印札を行司・織元方へ返納して株仲間を脱退した。しかし9年の秋になると再び機職を始めたいと言始め、一度止めた上は仲間入りせねばならぬと織元が申渡したが、聞入れずに無免許勝手に織立て、数度にわたって「破法」をくり返したのである。しかし藤兵衛のこの強気な行動の背景には、新しい技術と流通経路が姿を見せていた。藤兵衛は自宅で鳥帽子織という新しい絹織物を織り、これを坂田郡新庄馬場村の政右衛門を通じて売捌いていたのである。「右政右衛門儀は仲間にも無御座、商人之儀に御座候」(『土田家文書』)。すなわち政右衛門は新興の在郷商人であって、織元や国産方役所を通じない販売ルートがすでに成立していたのであるが、これはもちろん織元の検印を受けない密売であり、彦根藩の専売制度を根底からゆすぶるものであった。

織元は政右衛門を呼寄せて詰問したが、彼は「たしかに藤兵衛の宅で織らせたが、これは鳥帽子織という絹織物だから御印は受けない」と主張した。織元両人は「大車にて左右に撚分候糸を以て織り機之義は皆縮緬にて、則鳥帽子縮緬と唱え候も、御領分・御他領・長浜町共何れ織出し候程は不残御印請に罷出候間、急度無間違御印被請候様彼是及対談居候処へ、外より御印請縮緬持参候所、件之鳥帽子縮緬も有之、其座にて政右衛門へ見せ申候処、一言之子細無之、御尤至極恐入、是迄不存義致方も無之段申候」(『土田家文書』)。すなわちすでに文化年代には、彦根藩領、他領、長浜町を問わず、鳥帽子縮緬という新技術がゆきわたり、その一部は織元の検印を受けて京都市場へ出荷されていたのである。

しかし政右衛門らの在郷商人による抜売を認めては、「御年貢縮緬」の権威は

地に落ち、専売益金は減少する上に株仲間の示合も崩れてゆくので、織元兩人は文化8年12月に代官所と国産方奉行に対して、織元ならびに年行司の取締り権限の外にある商人の政右衛門を召出して吟味するように願出た。なおこの時は織元の林介と権太夫は2人とも死亡しており、2人の後家が親類の付添で願出ており、統制の弱体化は織元2人の死亡にも多少の原因があったようである。

彦根藩国産方役所は、このような新製品・新流通経路による密売という新事態に対して、つぎのような新しい統制を打出した。

「 申 渡 書

御年貢縮緬之儀は、宝暦年中京都御役所へ御頼被仰入、仍之機屋之者共手広く渡世致し、従来蒙御厚恩罷在候処、近来縮緬織にて色々と名目を付、織出し候縮緬間には御印請を不仕、売買致候族も有之趣粗相聞、以之外之事に候。縮緬之儀は勿論、同機にて織出し候紛數品物御印請致候上売買可致候。猶又機數と織出し候縮緬員數齟齬致候趣、是又御印抜も有之歟にも相聞え候様子に寄遂吟味、破法之者有之候はゞ、可及其沙汰候。猶又他領に有之候難波村懸ケ機之者共儀も、是又同様之事に候間、其旨相心得可申者也。

文化八辛未年十二月

御国産方

難波村 縮緬織元  
縮緬年行司  
惣織屋

かたへ 』

しかしこのような藩の統制や、織元による数度の指止めにもかかわらず、藤兵衛は縮緬機を止めず、「此上は織元并機屋仲間之御世話に預り不申、一分に勝手に織立可申被申候」（文化9年8月、『土田家文書』）と強い態度を示して株仲間の制約を一切聞かず、他領の農民一統が我も我もと右に準じる気配も出てき、彦根藩領の農民にもそのような傾向が出始めてきた。さらに藤兵衛は、「所々縮緬屋の外へも参り申候ては、織元より色々と相願申候得共、御他領之

事故御指構無之、此上は伊豆守様御役所へ御願申上、伊豆守様御用縮緬一分に織立可申候間、此方之機下に相成候様杯と処々へ参り相進め候」(文化9年12月、『土田家文書』)。すなわち彦根藩の専売体系から全然脱出して、松平伊豆守の御用縮緬という形で新しい市場を開拓せんとし、他領織屋仲間もこれに従いそうな気配も出てきた。

このような藤兵衛の破法行為に対して、落合村庄屋の市右衛門や年行司が何度も圧力をかけ、また無理に印札を再交付して株仲間に再加入させようとしたが、藤兵衛は全くその統制に服しなかった。しかも国産方役所も「御他領之者之事に候間、方便取納め候様被仰渡候」(文化10年2月、『土田家文書』)と他領の織屋に対しては強権をもって取締らない方針であったので、株仲間の年行司も強い態度に出なかった。文化9年12月に、藤兵衛が返上した株仲間印札は、弟の孫兵衛に許可ということで形式を整えたが、仲間加入のための集入金を出さずに加入せんとし、ついに落合村庄屋の市右衛門と難波村庄屋の佐助が半金ずつ出して、加入させるという結果になった。

文化10年2月26日に国産方役所は関係者一同を呼集めた上で、上八木村庄屋の那須源五左衛門に引合を命じ、6月21日になってこの藤兵衛事件はどうか解決を見た。すなわち那須源五左衛門が難波村の織元両家に代って御掟法通りの取計いをし、すべて那須にまかせるといふことになり、次のような証文がとり交された。

「 一札之事

浅井郡 藤兵衛

右之者不埒筋有之候に付、先年御印札取上げ仲間外に相成罷在候所、又候織職相始め度趣願出被申、仍之仲間不得心に付、彼是故障に相成候所、此度其御許難波村織元両家衆に成替り、御掟法通り之御取計被成候趣被仰聞、承知仕候所、一統仍之申分無御座候間、万端其許へ御任せ申候、然る上は向後聊申分無御座、為後日為仕証文仍而如件。

文化十癸酉年

浅井郡唐国村  
行司唐伝左衛門  
浅井郡錦織村  
惣代 善二郎

那須源五郎左衛門殿 』

このようにして那須が弱体化した織元に代って登場することによって、この事件は一応の結着を見たが、以上のような藤兵衛事件のなりゆきは、烏帽子織という新技術の発展や在郷商人の勃興によって、彦根藩の農村工業に対する統制、とくに他領織屋に対する統制がかなりゆるみ、専売体制が変質してきた事を如実に物語っている。

なおこの頃には農村のみならず長浜町や彦根の城下町でも新織屋が多数出現し、流通過程も拡大して京都のみならず、大阪・彦根近辺・関東地方へも進出を始めていた。文化10年の文書により流通過程を見ると、

「一、御印札は御印請度毎に上納、織元兩人より送りを添、御印御願申上候巻数は一ヶ年切に難波村と京都近江屋喜兵衛方と引合成り申候。尤も巻に不限、切縮緬にても御印請仕候様被仰渡御座候。京都大坂行地売東行何方へ売捌候ても織落しにて御印請仕成り申候。

一、京都登せに付飛脚之者所々に相極め置、宰領仕、近江屋喜平へ持登り目形改、喜平調印之上中買之者并店方届け之者共売捌、代金受取方色々定めも御座候て、飛脚取集帰り夫々相渡し来り申候。

一、縮緬巻数に応じ、御国産方様にて前金米礼金相借仕、返上は京都御屋敷へ正金相納返上仕候（後略）」（文化10年2月、『土田家文書』）

このように市場の拡大に伴って、飛脚制度、代金受取り制度、藩よりの前借制度などが整えられてきたが、それと共に「御印抜縮緬」の密売もまた、全国的に拡がって行ったのである。

また宝暦以来、専売の執行機関として織元兩人と共に検印していた代官の機能は、国産方役所が行なうことになり、また織元と共にその補佐機関として、

農村工業統制の役割をになった上八木村庄屋の那須の登場は、織元両家の社会的地位の弱体化と共に、彦根藩の専売体系が国産方役所一村役人という線で強化された事を物語っている。

### Ⅲ 織元の地位の低下

彦根藩はこのような専売体制の乱れたのを再編成するために、文化10年の冬に御他領株仲間にたいし、110枚の機株印札のあり場所を吟味するように下令した。しかし

「 以書付御届奉申上候

一、機株御印札 百拾枚之内九拾九枚

右は昨冬在所御吟味被仰渡候に付、奉畏其節以書付御届奉申上候。

引残て拾壹枚之内

南浜村	甚三郎
川道村	甚兵衛
同 村	勘太郎
曾根村	半右衛門
弓削村	小左衛門
同 村	太郎作
宮部村	甚右衛門

〆七枚

右之通此度吟味仕、在所相知れ申候に付御届奉申上候。引残て〆四枚。

右は未だ在所確と相相れ不申候に付、慥に吟味仕、相分り次第早々御届け可奉申上候間、乍恐此上暫く御猶予被成下置候様奉願上候。何卒願之通被為仰付被下置候様御願可被下候。依之以書御届奉申上候。以上

文化十一年戊正月

御他領織屋惣代

浅井郡南浜村 杓右衛門

同 郡野寺村	庄次郎
同 郡唐国村	伝左衛門
同 郡曾根村	牧右衛門
坂田郡保田村	嘉右衛門

難波村縮緬織元

林介殿

庄九郎殿

」

すなわち110枚の印札のうち11枚はすぐに見つからず、のこりの11枚のうち7枚は11年の正月になってやっとあり場所が分ったが、残りの4枚は行方が分らなかった。株札の行方が分らないということは、没落したり経営がなりゆかなくなった農民が勝手に機織りを中止して、他人に株札を譲って代官所や織元へ届けなかった為に起ったのであり、この点でも他領織屋に対する統制は、かなり弛緩した事を物語っている。

さらに3月になると長浜町の織屋に対しても、那須源五左衛門から数度、印札の在場所について聞合せたが、年行司が不在という理由で一度も返事が来ず、やっと4月3日になって、

「 乍恐以書付奉申上候

(前略)漸く此度返答仕候趣は、是迄御国産方御苦勞に相成罷在、在来通りにて指間之筋も無御座候得共、御上様は御一鉢之御儀に御座候えば、此度御内意通りに被仰付、不相替相続仕候御儀に御座候はゞ、如何様とも御思召通り被仰付候はゞ御請可奉申上候。乍併御町方様御支配所之儀御座候えば、御町方御奉行様とも御賢談之上、被仰付被下置候様仕度段申候 (後略)」(文化11年4月)

長浜町は豊臣秀吉の支配以来、52町のうち36町は朱印地として、免租その他の特権を与えられてきたが(『滋賀県史』第3巻、624頁)、彦根藩が享和2年(1802)に国産方役所を新設して専売行政を確立するや、農村と共に長浜町もその中に組入れられたのであるが、農村と同じように専売益金をとられるため、国産方役所に対する反感を強く持ち、町方奉行所と相談の上で、株札改めその



他の統制策をとるように願出たのである。

また農村でも同時に国産方役所に対する反感を強く打出すようになってきた。

「一、私共機屋職之儀彦根藩御□□へを以、從來商売相続冥加至極難有奉存候。勿論先年御国産御取立之砌には、先規之通種々御願申上候得共、何分御聞届不被成下置候て、今如御国産御役所御支配に預り罷在候処、以前御奉行様之御威光にて御年貢縮緬と被成下置候故、何之故障も無御座候て商売相続仕、難有仕合奉存候。乍然折々は御上様御苦勞に預り申上度儀有之候節は、御代官所・御国産御役所兩御役所へ御届御願申上候儀は大に奉恐入候。尤御国産御役所にては事により御掟方隙入候事も有之候て、□□商売仕候者とも大に難渋に罷成候。右躰之趣に候えば、古來御奉行様之御蔭を以相続仕候者とも何卒先々之通、御代官所様万端御支配に申度奉存候。右之趣仲間中決心之通愚書に相認、得御意候。何分宜敷之御取計被成下候様、偏に御頼申入候。以上。

成二月廿九日

御領分卿中縮緬屋行司

田村 彦兵衛

同 良介

那須源五左衛門殿

」

すなわち彦根藩領の農民は国産方役所が新設された時に、それまで通りの専売方式を願出たが許されず、その後には代官所と国産方役所の両方へ届け出ねばならず、また国産方役所では官僚的に組織されていて非常に時間のかかる事もあって、農民にとっては非常な迷惑であった。かくして領内の農民は年行司を代表として、昔の通りの北筋奉行一代官所一織元という旧体制への復帰を願出ることによって、国産方役所による専売体制への消極的抵抗を試みたのであった。

さらにこれと関連して、織元の農村内部における専売下部担当機関としての地位の低下が見られた。前述のように上八木村庄屋の那須源五左衛門が織元の

介添役として登場し、しかも国産方役所一那須一織元という上位の立場であって、丁度この頃に両織元家とも先代が死亡して、若い息子たちに代替りした事と相まって、織元の社会的立場はかなり下落したようである。

彦根藩の御納戸役の御用御召縮緬は織元両家に下命するのが慣礼となっており、御用縮緬の下命は織元という特権的な地位に附随する一種の社会的名誉であった。そして注文に合う品物が無い場合には、休機という株仲間の示合せが崩れるのを無視してさえ、下機に出して誂えさせていた。しかし近年は織元よりも他の織屋に下命されることが多くなり、あわてた織元2人は、「元来織元之儀に御座候えば、先々より御用縮緬之儀は、拙者共兩人へ御用被仰付、先年之御書付等爾今所持仕罷在候間、相替親共代迄之通被仰付被下置候様奉願上候。第一糸之応合随分上品を吟味仕、直段之儀は相場物とは乍申、別て蒙御厚恩為御冥加に御座候えば、正路に相心得、可相成丈下直に仕立可奉指上候」と奉行所と代官所に11年1月に願出た。この願書は那須を通じて北筋奉行所へ提出されたが、「山崎様被仰候は、昨年林介へ此事に□申遣候。大成了簡違に候。織元故御用縮緬不被□不外聞と思ひ候事了簡違に有之候。諸色先規の通りには無之、入札位に御吟味有之、誠に厚かすり之□問ひ故、都て林介の為には成間敷(後略)」(文化11年1月)。すなわち織元であるから御用縮緬を仰付けられないのは不外聞であると思うのは了簡違いであり、諸商品は先規の通りではなく、入札をする位に吟味をするようになっているとの彦根藩の見解であった。これに対して織元が「糸は上品を吟味し、直段はなるべく下値に仕立てるから」と頼んでいるのは、もはや御用縮緬の下命は織元という特権的地位に附属する社会的名誉ではなくなり、価格の安い縮緬を織る者に下命されるという経済法則に転換された事を物語っている。

さらに織元兩人から奉行あてに提出された次の文書は、農村内部における農民的商品生産の取締り機関としての織元の権威が著しく落ちたことを物語っている。

「 乍恐以書付御願奉申上候

(前略) 一、近来織屋仲間故障之者出来仕候。其訖と申候は、新織屋出来仕候砌、衆入金杯有之、又は縮緬不景氣に付機休等仕候にも、織屋仲間寄にて相談相決候に付、彼是猥に相成申候。右様之儀もガ々織元にて相定申度奉存候間、此上御威光之御書付頂載仕度奉存候。

一、近来織屋之者共御国産方へ直願仕、織元へ何之沙汰も不仕取斗仕候筋も有之ケ様之事に付ても、節々故障も出来仕候間、以来は縮緬御印請并金銀拝借之儀のみ御国産御役所懸り、尤拝借仕候御仕来り候通織元より添状相附候様仕度奉存候。其外織屋増減すべて御願筋は当御役所様へ御願届け仕度奉存候。諸事右之通に仕候様被為仰付被下置候様奉願上候 (後略)

文化十二年亥二月廿七日

浅井郡難波村	織元	林介
	"	庄九郎
同村庄屋右御用懸り		佐助
同郡上八木村世話方庄屋		那須源五左衛門
御奉行様		」

すなわち新しい織屋が株仲間に入る時も、機休みなどを行なう時も、みな織屋株仲間の成員の農民だけで相談してきめてしまい、織元には相談しないので秩序が乱れ、また織屋は織元を無視して国産会所に直願するので、以後は専売の検印押と農民の縮緬代金の藩札での前払のみを国産方役所で行ない、それも織元から添状をつけるという従来の方法を重視し、その他の一切の専売統制は北筋奉行所一代官一織元という旧組織を通じて行ないたいというもので、織元という上属農民による特権的な取締り機関は、彦根藩のみならず農民からも軽視されるようになり、社会的地位は下落する一方であった。

#### IV 流通機構の変化

これまで長浜縮緬の製品は織元ならびに代官所が検印の上、常飛脚によって京都へ送り、室町の特権商人で彦根藩出入の近江屋喜兵衛の検印を受けて後、

仲買や問屋に送られ、近江屋は縮緬1巻について銀1分の検印料以外に普通の間屋のように口銭はとらず、農民は、近江屋を通して京都の仲買人の好みによる直接注文を受け、価格も直接交渉で決定してきた。しかし文化5年頃からの長浜縮緬機業の不景気は、生産量の増大に対応する流通機構の整備がおくれている事に大きな原因があった。

「一、彦根御上縮緬御扱場所之義は、是迄室町へ送り附に御座候得共、仲買衆中人数少く御座候て、何事によらず不都合に御座候故、今般国方一統示談仕、新御仲買衆中御取立申度奉存候。仲買衆何軒に何軒と割合を仕、双方指支無御座様いたし、代呂物指登し申度奉存候。為委細為惣代出京之衆中へ御示談之上、右趣意通御承知被下度御願申上候。

文化十一年戌七月

長浜町惣代	絹屋治兵衛
領分惣代	室村 新兵衛
御他領惣代	下司村 徳右衛門

京都新御仲買衆中

すなわち近江屋を通ずる京都の仲買で、長浜縮緬を取扱う仲買の人数が少なくなってきて、(その理由は不明である)都合が悪いから、農民一同で相談の上で新仲買衆を結成させ、仲買何軒に縮緬生産農民何軒と割合をきめ、双方差支えないように商品を出荷したいという農民側の発案であった。そしてこの文書は彦根藩の役所の手を経ずに、農民から京都の仲買に直接結成を呼びかけた。しかしこの文書は織元兩人の目にふれ、三所織屋が1人づつ惣代として署名捺印をしているが、このような新規のやり方は違法で、三所の行司織屋に相談し、また彦根藩役所へお願いして下知を受けなければならないと文句を言われた。ここにも農民的商品生産の力の高まりが見られる。

しかし8月1日に長浜町の縮緬飛脚の白木屋文六が下司村の忠蔵の島縮緬2疋を京都の八文字屋十兵衛の所に持参した際に、

「(前略)西陣仲間一統困窮に付、二条御役所へ御願申上、縮緬仲間株に蒙御免

仲買五拾六軒に相極め、近江縮緬に不限、岐阜丹後共に仲買に被仰付、則御役所よりの御条目張置候拜見致呉と申、以来は遠方に候得共西陣へ持参致呉と申候に付、文六も誠に難存に付、是迄之仲買中へ御相談有之候て之事に候哉と尋候所、仲間には無之(西陣五拾六軒之仲間候)と申候て、新規之事故驚入、甚儘罷帰り右之趣織屋並治兵衛へ早速咄し合仕候(後略)」(文化11年8月)。西陣側はむしろ仲買連中が各地の新興農村縮緬機業の製品を無統制に扱って利益が少ないので、縮緬仲買株仲間の成員を56名に制限し、長浜・岐阜・丹後を一括して取扱うように二条役所へ願出て許可された。そしてこれからは近江屋を省略して、縮緬を直接に西陣まで持って来いというのであり、またこれまで長浜縮緬だけを取扱っていた仲買連中が、事情の異なる他の新興農村縮緬を共同で仕入れるというのだから、本当に実施されれば大きな流通経路の変革であった。以上の過程は西陣の縮緬仲買が、より少数で独占的なギルドを形成して、農村工業の流通の支配を強化しようという狙いであった。「尤先年西陣と意味合も有之、能々相考候えば、往々は都て西陣縮緬と名目も可相成儀も難斗、不容易儀に御座候」(同上文書)。宝暦年間(1750年代)に西陣縮緬の独占を打破って、京都市場へ入り込んだ長浜縮緬機業が、今度は仲買に流通過程を押えられて西陣縮緬と名目を変えられる可能性もあるという、容易ならざる危機を意味していた。この背景には「縮緬追々織立有之上品之縮緬は宜敷捌候得共、其以下之品は沢山に出来上り御座候得共、不捌にて其上追々出来仕候故、何れに來春に至り候はゞ暫機休之儀仲間示合等可仕候哉」(文化11年12月)という一般的な生産過剰が作用していたことは否定できない。

この噂に対して難波村庄屋の佐介と上八木村庄屋の那須源五左衛門は、代官所の命令によりまづ文六に確かめ、さらに京都の近江屋喜兵衛にも問合せた所、二条役所はそのような事を申し聞かせた事はなく、どうも噂にすぎないという事が分った。

その上、新しい仲買衆を結成したいという農民側の要望も、長浜町では絹屋治兵衛が織屋に相談をせず、新仲買衆あての文書に勝手に調印した点を突き

上げられ、常喜村三左衛門、下司村忠蔵が京都へ調印した文書を取戻しに行き、さらに領内・他領・長浜町を代表して室村源七、下司村徳右衛門、長浜町絹屋九兵衛がすぐに上京し、一札はみな消印してきた。9月になって織元から「印付書付は京都には残っていない」旨を国産方元ノ衆あてに届け出て、この流通問題は一応の落着をみた。

結果としては流通経路に新しい変更は起らなかったが、これが契機となって農民の自主的な動きにより、新しい市場や経路を獲得するにいたった。

「一、昨今年縮緬売先甚不景気に付、仲買之者共より一向注文も無御座に付、先達て南組之内下司村忠蔵頭取仕、毎度織屋共寄合之相談之上、京大坂にて所々へ懸け合、仲買之者へ相対仕、追々注文申来り候様相成候所、此比縮緬も相応に捌け、下地より之仲買手より追々注文申来り、下地之得意先へ余処捌き候様自然と当時相成有之（後略）」（文化11年10月）。すなわち農民中の1人である南組の忠蔵の音頭取りによって、多数の織屋が何度も集って相談の上、京都や大坂の仲買たちと取引の結果、縮緬も相応に捌け、また下地（生地）の買手も下地だけではなく、余った縮緬を買入れるようになった。大坂のみならず地元の彦根藩や江戸方面にも市場は開けつつあったのであり、このような農民側の積極的な市場開拓の努力が、国産方役所や織元の統制の範囲を越えて、流通機構を拡張していったのである。

## V 株仲間の印札改め

このような流通問題と関連して、株仲間印札改めの問題が大きく浮び上がってきた。これは前述のように最初は彦根藩側から申渡したのであるが、「御他領織屋之者共毎度織元へ罷出、急々御改之上頂載被仰付被下置候様御願中上呉れ候様追々相願候間、御憐愍を以此節御印札御改被仰付被下置候様奉願上候」（文化11年10月）という難波村庄屋の佐介から代官あての文書でも分るように、農民とくに他領の織屋たちは、次々と織屋が代って印札の行方が110枚のうち4枚も知れなくなって株仲間の統制が乱れ、株仲間の特権が崩れてきているのにか

んがみて、藩の印札改めによって仲間の統制を再建したいと考えたのであった。

しかも南組の下司村忠蔵が先に立って開拓した新株仲間買衆へは、南組の織屋からは縮緬を少しづつ指登していたが、北組その他の織屋は誰1人として世話をしなかったもので、追々と引合のあった先方へも都合が悪くなり、南組だけは他の組と別扱いを希望するようになり、そのためにも株仲間の印札改めを早くして、統制を回復する必要がある。また過剰生産のためにしばらく機休みをする必要もあり、そのためにも印札改めを行なう必要がある。このように「御他領織屋之者共、織元へ毎度相願候」と印札改めを急いだ背後には、さらには次のような事情があった。

「 乍恐以書付御願奉申上候、

何郡何村

願人 誰

右者私儀数年御百姓相勤罷在候処、此度御百姓透間に縮緬機職仕度奉願上候。御許容被下置候はゞ、何村誰の御印札譲り請仕度奉存候間、何卒御慈悲を以願之通御赦免被下置候はゞ、難有仕合に可奉存候。依之村役人並織元加判仕御願奉申上候。何分願之通被仰付被下置候様奉願上候。 以上

文化十二年 亥ノ何月

何郡何村

願人 誰

庄屋 誰

横目 誰

浅井郡難波村

織元 林介

同 庄九郎

御国産方御役所

これは新しく織屋を始めるための願書の案文であるが、この「御許容被下置

候はゞ、何村誰之御印札譲り請仕度奉存候間」という言葉は、縮緬織農民の間にかなり多量の印札の譲渡が行なわれており、織屋の交替が行なわれていたことを物語っている。そこで110枚と定められた他領印札を、紛失した4枚を補って、新しく全部を再発行することによって、仲間成員の既得権を擁護しようとしたのである。

文化12年の春になると、いよいよ印札改めが行なわれることになり、織元2人は自分たちに有利なように原案を製作して提出した。

「(前略)一、下地奉請居り候御他領之御印札は、私共より拵指上御印請仕候。其後御領分郷町に請居り候御印札は、織屋共より直願に仕候哉、右共札何方にて仕立候て御印請仕候哉、確と相分り不申候得共、此度之儀は三所共織元より一緒に仕立指上、御印請仕度奉願候。

一、御鑑札御出来之上は、拙者共へ御下げ被下置候はゞ三所一同呼寄、尤御請印を取請渡し仕度奉存候。尚又御請書之儀は跡より相認め、入御高覧御窺可申上候。其節奉蒙御下知度奉存候。

一、毎年正月十一日御領、十二日御他領初寄と申候て、自他兩日に相分れ、其席にて失年被仰付候御掟御口達之趣為読聞申候。此儀も先にては年々正月七月兩度寄会仕、申論候訳も御座候間、此度御改に付万端相改、年々御印札増減有無之書付取之帳面記申度奉存候。就夫下地頂載仕候御達書に御書加え之程奉願上度哉に奉存候に付、先月御書付追て持参仕委儀は其節御願奉申上度奉存候(後略)」(文化12年2月27日、織元兩人より奉行あての文書)。

この印札改めを契機として、これまで織元が発行していた他領織屋の印札は勿論、彦根藩領の郷町の印札も、すべて織元からまとめて発行するようにしたいという点、さらに正月と7月の2度にわたって織元が彦根藩掟書(宝暦10年1月発布)を農民に読聞かせる役割に加えて、毎年印札数の増減があった場合の変動を帳面に記す役目をも織元に加えたい旨を述べ、織元の農村工業の取締役としての地位を高めたいと希望し、そのために宝暦10年の掟書を改訂したいと要望したのである。さらに3月に提出した文書では、株仲間制度の変革と織元



との関係について陳情した。

「(前略)一、新織職仕度候者有之砌、其所之役人並行司加判之願面を以、織元方へ為相願右之書付に織元添願を以、御願奉申上度と奉存候。

一、新織屋出来候節に衆入金と名付、織屋仲間へ受取申候。此儀は先年より之仕米りにては毛頭無御座候。中古織屋□□相定め申候事にて、既に近年御他領向にても故障筋も出来仕、無拋奉懸御苦勞奉恐入候儀も御座候。全躰右□之筋合旁御座候に付、新織屋相始申度者共も数多御座候ても、初発に不門之金銀とも相応に入候故、□相始め不申候者共も御座候。

依之右衆入金杯は此度方次を以相對に仕、為相止め申度、左候えば織屋追々弥増□□可仕候と奉存候。

一、休株仕候者共之御印札は是迄年行司に預け申候処、以来機職相止め罷在、追て相始め申度趣に御座候はゞ、織元に預り再職願出候御書替奉願上度奉存候。

一、御領分在町並御他領三ヶ所に相分れ御座候得共、御他領内何□□五組致居り候得共、□□一月勤の行司有之候故、何事も不行届に御座候間、以来は人柄□為方宜敷様相談之上、可替又勤申度と奉存候。(後略)」(文化12年3月)。すなわち新織屋農民が株仲間に入る時、その加入金の廃止、年行司の人選についての制度を變革し、織元の株仲間に対する地位の強化を狙ったものである。とくに株仲間加入金の廃止を織元が進言したのは、困窮農民が重い加入金によって織屋になることを中止し、縮緬市場の不景気による脱落農民の穴埋めができず、その結果、織元両家の印料増収に支障を来さないようにとの配慮であった。

このような織元の運動の結果、北筋奉行所は宝暦10年の京都市場獲得の時に下附した掟書を改訂して、文化12年3月に再下附した。その案文の内容は、(1) これまで代官所が専売の執行機関とされていたのを、全面的に御国産方役所に切替えた。(2) 縮緬製品全部に織元が検印して、「目しるし料」として両人が銀1分を取る点は同じであるが、彦根藩内にも新しい市場が開けつつある

のに対して、「但し地売之分は織元之切手に地売としし、御国産方切にて相済候間、京都へ指登し候印料并目改共都合銀三分づつ御国産方へ上納可仕事。」また近江屋喜兵衛が京都販売所で検印し、印料2分を取るようになっていたのを、「近江屋喜兵衛印料之儀は、先達て対談之通縮緬沓巻に付、印料式分目改料沓分、都合銀三分つつ指越可申候。尤指越候時節之儀は喜兵衛へ相対之上、双方勝手宜敷様可致事」、つまり喜兵衛の希望をいれて目改料1分を新しく加え、合計3分を取られることになり、彦根藩内の地売は、国産方役所へこれまで通り納める銀3分の他に、近江屋に納める3分を加えて、計6分を納入するという新方式を打出そうとした。また流通過程については、これまで「毎月一五」すなわち月に6日、縮緬を代官所に持って行っていたのを、「毎月一五と御座候得共、何れ長浜より船にて積送り、御印請仕候間、先月より一五に不限、日和次第に上り御印請申候」という理由により、縮緬が生産された時々国産方役所へ持参して印請してもよいという事になった。

この案文にさらに多くの改訂が加えられ、本当の申渡書は文化12年3月に、北筋奉行所から織元あてに手渡された。その中心部を見ると

「一、京都へ指登候縮緬、其節々御国産方御役所へ持参致し、沓巻毎に悉く御印請を致、定之通御印料相納可申候。尤京都御屋鋪へ附状可被相渡候間、飛脚之者無間違持登り可申候。猶近江屋喜兵衛懸目相改請之候上、勝手に取捌可申候。但織元林介庄九郎方に帳面拵置候て、織立小前并員数相記置、目印を押送り切手添御国産方へ持参可致事。

一、御印料之儀は是迄之通縮緬沓巻に付、米札銀7分宛指出可申事。尤沓巻に不足致し候少分之切にても御印料可為同然候間、御印請仕候度毎に指出し可申事。

但四分は御国産方へ相納可申事。内沓分難波村織元林介・庄九郎印料、三分は京都御屋敷へ相納可申事。

一、地売縮緬之分、勿論織元林介・庄九郎目印判致し、地売送り切手指添、御国産方へ致持参悉御印を請可申事。尤御印料は是迄之通七分宛御国産方へ相納可

申事。

一、(後略)

」

ここで明らかに改められたのは、これまで国産方役所から近江屋喜兵衛へ、縮緬飛脚が印付切手をつけて持登っていたのを、彦根藩の京都藩邸へ附状をつけて縮緬を送り、そこで近江屋の秤量を受けた上で、勝手に仲買へ渡しても良いという点であった。これまでの喜兵衛の検印を押す役目は省略され、藩邸が専売の流通過程に大きく乗出すことになった。また村役人が作っていた農民の名前と縮緬巻数を帳面につける仕事は、織元が引受けることになった。

最も問題になる印料は、これまでの銀6分から米札銀7分に値上げされ、しかもこれまで代官所に3分、近江屋に2分、織元兩人に1分を支払っていたのに、4分を国産方役所、3分を京都藩邸に支払うことになった。4分のうち1分は織元に支払われたが、京都藩邸に支払う3分のうち、全部が近江屋の印料・目改料として払われたかどうかは疑問で、案文では近江屋がこれまでの2分の印料に1分の日改料を取るようになっていたが、本文では近江屋へではなく、藩邸へ直接上納するようにきめられた事からして、1分は藩邸が手数料として取るようになったのではないかと想像される。彦根藩領内で消費される縮緬は織元—国産方役所をへて地元の商人に売られるわけであるが、この際にも7分の印料を国産方に納めることがきめられた。

ここに彦根藩の縮緬専売体系は格段に強化され、国産方役所と京都藩邸の権力が非常に強くなり、印料もこの両役所に納められてから、織元両家や近江屋へ支払われる仕組となった。そして織元と近江屋の機能は相対的に弱体化したが、とくに織元は帳簿作製の他に、密売の禁止、違背の場合の機道具取上げ、藩の掟書を農民に読聞かせるなどの点では、これまでと変らなかつたが、これまで直接に農民から収奪していた印料を国産方役所から支給されることになり、また農民側の織元軽視の風潮は、いちじるしく織元の地位を低くしたといえよう。

## VI 新専売体制と町人の反抗

このような新しい専売体系の下に、5月15日にまず他領分印札が新たに下付され、21日に彦根の在町の印札が渡された。他領は定数110枚のうち、まず57枚の株枚を渡し、後から2枚願出、合計59枚、51枚は休株（そのうち4枚は行方不明）であった。長浜町は36枚のうち27枚で9枚は休株、領内農村はこれまでの48枚のうち37枚が渡され、11枚が休株で三所合計194枚のうち77枚が休株であった。このように約40%が休株となっていたのは、縮緬市場の狭隘さにもとづく不景気と、彦根藩の専売益金の収奪が、この時代の縮緬生産農民に大きな負担となっていたことによるものと考えられる。

しかしこのような印札改後の専売新体制は、出発点から大きな障害に直面せざるを得なかった。掟書には織元が農村工業のみならず、長浜町の都市手工業としての縮緬機業をも取締ることを規定した。しかし長浜町の織屋たちは、天明3年11月改の印札には、難波村織元とあるだけで2人の名前が書いてないにもかかわらず、このたび国産方役所から下付された新印札には林介・庄九郎の2人の名前が書入れてあり、難波村兩名の私的な印札になり、兩名による支配が強化されるのを恐れ、また「其上宝曆十辰年御掟書には、難波村兩人目印印料耆巻に付銀耆分宛被仰付置候所、近年外に耆巻に五厘宛取被申、其上毎々無心等被申懸、無拋指出し申候」（文化12年5月）などのような織元の専横に対する反感も手伝って、ついに36人全員が新印札を受取るのを拒否し、21日から全員が宿預けとなった。その上26日より奉行所から長浜町の織屋と下織の全員が機職を指留められるという騒ぎになり、奉行所から

「一、縮緬機株 三拾六 長浜町之分

右新機職致度者有之候はゞ、印札相渡し指免し可中候間、当月中に望む者は願書指出し可申候。望之者無之候はゞ郷中望之者へ可指免候間、此旨長浜町之者共へ不洩様可被申渡候 已上 亥六月

奉行所 』

という御触書が2度も廻される始末であった。この事件の結末は必ずしも明らかではないが、織元を農村手工業・都市手工業の統制役として専売機構の中に据え直そうとした彦根藩の政策は、最初からその統制力の無力さを露出したというべきであろう。

かくして長浜縮緬機業は、新専売体制をめぐる藩と農民・町人の対立を軸として、つぎの天保・安政期を迎えるのである。

〔附記〕史料の蒐集について、長浜市の郷土史家・中村林一氏の御尽力を頂いた。ここに謝意を表する次第である。